

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のお知らせ

0歳から18歳の児童を監護する方へ支給する「子育て世帯へ臨時特別給付金」についてお知らせします。給付金を受け取るには申請手続きが必要な方がいます。下記を確認のうえ、手続きをお願いします。

1. 対象となる児童

区分	内容
中学生以下	令和3年9月分児童手当（本則給付）の支給対象となる児童
高校生	令和3年9月30日現在で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（児童手当本則給付の同等扱い）
新生児	令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童

※本則給付…児童を養育している方の所得が政令に定める所得制限額以内であり、受け取る児童手当。

所得制限額を超える所得の方（児童1人あたり月額5,000円の児童手当〔特例給付〕を受給されている方）は本給付金の対象外となります。

2. 支給対象者と給付額

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方へ支給されます。

本町での支給額は、児童1人につき、『先行給付金5万円』 + 『追加給付金

5万円』の計10万円を全額現金で支給します。

3. 申請手続き及び支給時期等

【対象児童が中学生以下の場合】

区分	（児童手当）一般受給者の方	（児童手当）公務員受給者の方
先行給付金	【申請手続き】 申請手続きは <u>不要</u> です。 ※高校生の兄弟がいる方については、高校生分の給付金も併せて支給します。 【支給時期】 令和3年12月28日支給済	【申請手続き】 <u>必要書類を添付のうえ申請手続きをお願いします。</u> ・ 期 限 令和4年3月31日 【支給予定時期】 令和4年1月下旬より順次支給を開始。
追加給付金	【申請手続き】 申請手続きは <u>不要</u> です。 ※高校生の兄弟がいる方については、高校生分の給付金も併せて支給します。 【支給予定時期】 令和4年1月下旬 ※追加給付金の受け取りを希望されない方は1月21日(金)までにその旨を届け出ください。	【申請手続き】 <u>『先行給付金』の手続きをお済の方は、申請手続きは不要です。</u> ※先行給付金での申請手続きが必要となります。 【支給予定時期】 令和4年1月下旬より順次支給を開始。 <u>（先行給付金と併せて一括支給）</u>

【対象児童が高校生のみの場合】

先行給付金	<p>【申請手続き】 <u>必要書類を添付のうえ申請手続きをお願いします。</u></p> <p>・期 限 令和4年3月31日</p> <p>【支給予定時期】 令和4年1月下旬より順次支給を開始。</p>
追加給付金	<p>【申請手続き】 『<u>先行給付金</u>』の手続きをお済の方は、申請手続きは不要です。</p> <p>※先行給付金での申請手続きが必要となります。</p> <p>【支給予定時期】 令和4年1月下旬より順次支給を開始。<u>(先行給付金と併せて一括支給)</u></p>

【対象児童が新生児（R3.10～R4.3生まれ）の場合】

区分	（児童手当）一般受給者の方	（児童手当）公務員受給者の方
先行給付金	<p>【申請手続き】 <u>必要書類を添付のうえ申請手続きをお願いします。</u></p> <p>・期 限 令和4年3月31日</p> <p>【支給予定時期】 令和4年1月下旬より順次支給を開始。</p>	
追加給付金	<p>【申請手続き】 『<u>先行給付金</u>』の手続きをお済の方は、申請手続きは不要です。</p> <p>※先行給付金での申請手続きが必要となります。</p> <p>【支給予定時期】 令和4年1月下旬より順次支給を開始。<u>(先行給付金と併せて一括支給)</u></p>	

※申請に係る添付書類については対象児童により異なります。詳しくは、申請書様式に記載する必要書類をご確認ください。

※振込指定口座が解約、変更等をしている場合は、速やかにその旨を届け出てください。

※対象児童が児童手当公務員受給者の方、高校生のみの方は、『上記2の支給対象者の住所地（令和3年9月30日現在）』での申請手続きとなります。

4.問い合わせ先、申請手続き先 田野町役場保健福祉課 TEL：0887-38-2812



田野町